

令和5年12月14日

上越市議会議長 石田裕一様

提出者 上越市議会議員 宮 越 馨

賛成者 同 近 藤 彰 治

議案第95号 令和5年度上越市一般会計補正予算(第6号)の
組み替えを求める動議について

上記の組み替え動議を別紙のとおり提出します。



別紙

議案第95号 令和5年度上越市一般会計補正予算(第6号)の組み替えを求める動議

令和5年度上越市一般会計補正予算のうち、農業総務費、農地湯水・高温対策事業が計上されているが、計上されている補正額に、農家の収入減少支援対策事業として追加するとともに、上越市農業経営継続支援事業の修正をするものとする。

1. 追加するものとして、

コメの2022年度までの9年間の10アール当たり平均収入額と2023年度の収入見込み額の差額の50%を補填することとする。(大豆・そば・園芸作物も含む)

2. 修正するものとして、

令和4年分の確定申告書(直近事業年度の決算書)に計上した生産資材費(種苗費、素畜費、肥料費、農薬衛生費、諸材料費)の合計額の18.

0%に相当する額を給付する。(上限額は無しとする。)

提案理由

今夏の異常気象は少雨と高温をもたらし、上越市における特に水稻の作況は、93%(不良)と新潟県の95%(やや不良)、全国での101%(平年並み)に比べ、全国最下位となり、大変厳しくまさに災害級の被害を被ってしまいました。

収量の減少と品質の低下による等級も悪化し、農水省の検査結果の発表(12月1日)によれば、新潟県の本年産水稻うるち玄米の1等米比率が15.7%で前年同期の検査結果に比べて60.1ポイント低くなっている。また、コシヒカリの1等米比率は4.9%で、前年同期の79.3%から大幅に低下した。一方、3等米が前年同期は0.4%であったものが検査数量全体の半数近くの49.4%を占め、規格外は前年同期の0.2%であったのが今年は3.5%と大幅に増加していることが判明しました。こうしたことから上越市の作況数が93%でありますからさらに悪化していることが明確となりました。

こうした状況は、統計を取って以来の大打撃であり、災害そのものであります。そしてその減収幅が10%~13%と推計され、こうしたかつて経験のない打撃は、営農の継続すら危うくするものであり、新規就農意欲さえ失わせるものであります。

我が上越市は国の「食料・農業・農村基本法」を受けての全国で初めて「食

料・農業・農村基本条例」を制定した都市であります。こうした条例を持つ上越市としては一大事であります。

条例 17 条では農産物の価格の著しい変動等があった場合必要な施策を講じなければならないと定めてあります。今こそ上越市の農業・農村・農業生産者をこの厳しい現状から救わなければならないのです。

減収に対する措置としては、農業保険として、収入保険と農業共済の 2 つの保険制度が用意されていますが、救済度合いはほんの一部にしか適用されませんので、大幅な減収に対しては、新たな公的救済措置をとる必要があると考え、過去の平均収入額との差額の減収幅の 50% を補填することとする。

加えて、補正予算では、農業生産資材費(種苗費、素畜費、肥料費、農薬衛生費、諸材料費)の高騰は農家経営を営むすべての者に打撃を与えるものとして、個人事業主、農業法人、農事組合法人、兼業農家などに対して、生産資材費の合計額の 18% に相当する額を給付するとしているが、その給付に上限額を設けていることは、むしろ厳しい状態を抱えている専業農家等に対しての配慮が欠け、実態を反映していないということから、営農規模の大中小零細営農にかかわらず上限を無くし、対象農業生産者全員に給付することとする。

よって、農地渇水・高温対策事業として補正額に計上されているものに、農家の収入減少支援対策事業として追加するとともに、上越市農業経営継続支援

事業の上限撤廃の修正を行い、組み替えて再提出することを求めます。